

# ○不破消防組合事務処理並びに消防職員の服務規律に関する規程

昭和43年5月1日訓令甲第1号

## 改正

昭和49年4月1日訓令第2号

昭和58年4月30日訓令第1号

平成3年2月25日訓令第1号

(目的)

**第1条** この規程は、別に定めるもののほか、消防事務の円滑適正な執行と消防職員（以下「職員」という。）の厳正な服務規律を維持するため、必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

**第2条** 消防署は、次に掲げる事務を掌る。

- 1 管轄区域内における水火災警戒防ぎよに関すること。
- 2 通信事務、救急業務に関すること。
- 3 その他消防に関すること。

(係)

**第3条** 消防署に次の係をおき事務を分掌させる。

### 1 庶務係

- (1) 公印の管守に関すること。
- (2) 庁舎保守管理に関すること。
- (3) 消防用機械類の管理に関すること。
- (4) 企画並びに各係との連絡に関すること。
- (5) 福利厚生及び安全衛生に関すること。
- (6) 勤務、服務、研修に関すること。
- (7) 統計に関すること。
- (8) 本部総務課に属する事項と他の係に属しない事項に関すること。

### 2 消防係

- (1) 消防通信施設の管理に関すること。
- (2) 消防通信の運用に関すること。
- (3) 火災警報及び気象情報に関すること。
- (4) 医療機関等との連絡調整に関すること。
- (5) 救急及び救助の技術等の指導に関すること。
- (6) 救急及び救助の訓練、業務の計画、立案及び研究に関すること。
- (7) 救急及び救助の機器等の維持、管理に関すること。
- (8) 救急業務及び救急救助統計に関すること。
- (9) 消防教養訓練に関すること。
- (10) 水災害、その他災害の警戒及び防ぎよに関すること。
- (11) 消防車両等の保守管理及び整備に関すること。
- (12) 消防団との連絡調整及び消防団事務に関すること。
- (13) 消防統計に関すること。
- (14) 水防及び資材の整備に関すること。

(15) 本部警防課に属する事項に関する事。

### 3 消防防災係

- (1) 消防防災に関する事。
- (2) 地震対策に関する事。
- (3) 自主防災に関する事。
- (4) 自衛消防隊に関する事。
- (5) 危機管理に関する事。
- (6) 消防水利に関する事。
- (7) 消火及び避難訓練に関する事。
- (8) 消防防災訓練に関する事。
- (9) 火災予防条例第45条に関する事。
- (10) 消防力の整備計画に関する事。
- (11) 本部警防課に属する事項に関する事。

### 4 予防係

- (1) 火災予防思想の普及、啓発に関する事。
- (2) 防火対象物の立入検査の計画、実施及び指導に関する事。
- (3) 防火対象物の違反処理に関する事。
- (4) 防火管理者の育成、指導及び講習に関する事。
- (5) 消防用設備等の設置、指導及び検査に関する事。
- (6) 火災報告及び統計に関する事。
- (7) 火災の原因及び損害の調査、証明に関する事。
- (8) 建築同意事務に関する事。
- (9) 消防広報に関する事。
- (10) 消防年報に関する事。
- (11) 火災予防条例に基づく届出に関する事。
- (12) 女性防火クラブ、幼年少年消防クラブに関する事。
- (13) 危険物係に属する事項と本部予防課に属する事項に関する事。
- (14) 住宅火災警報器の普及推進に関する事。

### 5 危険物係

- (1) 危険物取扱者に関する事。
- (2) 危険物製造所等の許可、認可及び検査に関する事。
- (3) 危険物の安全管理及び災害の予防に関する事。
- (4) 製造所等の立入検査の計画、実施及び指導に関する事。
- (5) 製造所等の違反処理に関する事。
- (6) 危険物の災害調査に関する事。
- (7) その他危険物規制に関する事。
- (8) 少量危険物、指定可燃物等に関する事。
- (9) 火薬類取締法に関する事。
- (10) 高圧ガス保安法に関する事。
- (11) ガス事業法に関する事。
- (12) 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する事。
- (13) 予防係に属する事項と本部予防課に属する事項に関する事。

(署長、係長等)

**第4条** 消防署に署長及び係長、主査、主任、主事、主事補を置く。

2 消防署長は、上司の命を受け分担事務を処理する。

3 係長は、署長の命を受け分担事務を処理する。

4 主査、主任は、上司の命を受け分担事務を処理する。

5 主事、主事補は上司の命を受け分担事務に従事する。

(勤務の区分)

**第5条** 職員の勤務を毎日勤務と隔日勤務に区分する。

(毎日勤務)

**第6条** 毎日勤務の勤務時間は、別に定めるもののほか垂井町職員の勤務時間に関する条例(昭和38年4月垂井町条例第12号)の定めるところによる。

(隔日勤務)

**第7条** 隔日勤務の勤務時間は、午前8時30分から24時間とする。

(勤務の区分)

**第8条** 勤務は、通信勤務、救急勤務及び待機勤務に区分する。

(交代)

**第9条** 交替時には、所要人員全員が出動し、点呼を行うものとする。

2 交替時には、機械器具の点検、その他所定事項の引継を行うものとする。

**第10条** 交替時に火災等の災害が発生し、通報を受けた場合には、当直者、非番者ととも直ちに勤務に服し、署長又は上司の命令があるまでは非番者は退署することができない。

(旅行等の届出)

**第11条** 職員は、休日、休暇、非番日等において旅行をするときは、その日数、行先等を消防署長に届出なければならない。

(職員の招集等)

**第12条** 職員は、緊急事態に対処するため、常にその所在を明確にしておかなければならない。

2 職員は、緊急事態又は訓練等により招集を受けたときは、直ちに所定の場所へ参集しなければならない。ただし、病気その他やむを得ない理由のため招集に応じられないときは、その理由を消防署長に届出なければならない。

(服装の整備)

**第13条** 職員は、常に服装の清潔を保ち容姿の端正を旨としなければならない。

(消防手帳の携帯)

**第14条** 職員が消防事務に従事するときは、消防手帳及び立入検査証等を携帯しなければならない。ただし、立入検査証等の交付を受けていないものを除く。

(任務)

**第15条** 消防署の勤務員は、次の事項を守らなければならない。

1 勤務中は、消防車等機械器具の異常の有無を常に点検し、出動に支障をきたさないよう措置しなければならない。

2 勤務者は、忠実に勤務し、規律を守りみだりに勤務場所を離れてはならない。

3 通信勤務は、常に聴覚の敏括を期し、沈着冷静かつ敏速を旨とし、火災及び救急の通報を受けたときは、上司に報告するとともに所定の順序により関係方面

に速報しなければならない。

4 自動車の運転は自動車運転免許証を有するもので指定された者でなければならない。

5 消防車の使用後は、完全に手入れを行い異常の有無を点検しなければならない。  
(出動通報)

**第16条** 勤務者が出動通報を受けたときは、指揮者に対し現場又は目標等を明瞭に報告しなければならない。

(火災出動)

**第17条** 火災出動については、別に定めるもののほか、この規程によるものとする。

(管外の火災出動)

**第18条** 消防署においては、消防署長又はその代理者の許可を得ないで出動することはできない。ただし、状況により急拠出動した場合は、帰署後直ちに状況の有無を報告しなければならない。

(現場指揮)

**第19条** 火災現場に最先到着した指揮者は、上級指揮者の到着するまで全指揮を執り責任を負うものとする。

(上級指揮者に対する報告)

**第20条** 火災現場に到着した指揮者は、上級指揮者の到着したときは、すみやかに火勢の状況、火災鎮圧のためにとった手段及び消火活動上の必要と認める事項を報告しなければならない。

(指揮者の遵守事項)

**第21条** 指揮者は、火災現場に出動した場合は、適切な判断と確固たる決意をもって隊員の指揮監督に努め状況の変化に即応した態勢に努めなければならない。

(部署)

**第22条** 隊員は、職務にある間は如何なることがあっても命令なくして部署を離れてはならない。

(過剰き損)

**第23条** 隊員は、必要以上の財産のき損又は破壊は避けなければならない。

(現場引揚)

**第24条** 指揮者は、最後に火災現場を引揚げなければならない。

(現場保存)

**第25条** 火災又は非常災害の現場において死者を発見したときは、指揮者は直ちに本部に報告するとともに警察職員又は検視員が到着するまでその現場を保存しなければならない。

(帰署)

**第26条** 火災現場において、指揮者はその火災が消防隊を必要としない状況になったときは、すみやかに帰署させなければならない。

(日誌)

**第27条** 消防署には、所定の日誌を備え記入するものとする。

**附 則**

この訓令は、昭和43年5月1日より施行する。

**附 則** (昭和49年訓令第2号)

この訓令は、岐阜県知事の許可のあった日から施行する。

**附 則**（昭和58年訓令甲第1号）

この訓令は、昭和58年5月1日から施行する。

**附 則**（平成3年訓令第1号）

この訓令は、平成3年4月1日から施行する。

